○死傷者多数事案発生時における被害者支援要員集中運用要領の制定について

令和5年3月15日

道本務第4762号(各部合同)

/警察本部各部、所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/宛て被害者が多数に及ぶ事件・事故等が発生した場合における発生直後からの被害者及びその家族又は遺族に対する被害者支援活動については、これまで「死傷者多数事案発生時における被害者支援要員集中運用要領の制定について」(令2.3.19道本務第4767号。以下「旧通達」という。)により行っているところであるが、この度、被害者支援本部等の班編成及び任務などについて所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「死傷者多数事案発生時における被害者支援要員集中運用要領」を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

死傷者多数事案発生時における被害者支援要員集中運用要領

1 目的

この要領は、死傷者多数事案が発生した場合における被害者支援要員(以下「支援要員」という。)の集中運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要領において「死傷者多数事案」とは、次に掲げる事件・事故をいう。

- (1) 「被害者支援要員運用要綱の制定について」(令2.3.19道本務第4766号) 別添被害者支援要員運用要綱第2の事項に定める対象事件のうち、多数の死傷者(おおむね死者5人以上又は死傷者10人以上)を伴う事件・事故
- (2) 前事項のほか、被害者の状態、事件・事故の態様、社会的反響等から、多数の支援要員が必要と認められる事件・事故
- 3 被害者支援本部の設置等
 - (1) 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、死傷者多数事案が発生した場合において必要と認めるときは、警察本部に被害者支援本部(以下「支援本部」という。)を設置する。
 - (2) 支援本部に被害者支援本部長及び統括責任者を置き、被害者支援本部長には警務部長を、統括責任者には警察本部警務課長をもって充てる。
 - (3) 支援本部に警察本部連絡班及び方面本部連絡班(死傷者多数事案の発生地が札幌方面以外の場合に限る。)を設置する。
 - (4) 警察本部連絡班は、警察本部警務課犯罪被害者支援室員(兼務者は、事件・事故の主管部門の職員に限る。)をもって編成する。
 - (5) 方面本部連絡班は、当該方面本部警務課員をもって編成する。
 - (6) 各班の任務については、別表のとおりとする。

4 現地被害者支援室の設置

(1) 死傷者多数事案が発生した場合において、当該事案の発生地を管轄する警察署、警

察本部高速道路交通警察隊、函館方面本部交通課、旭川方面本部交通課、釧路方面本部十勝機動警察隊又は北見方面本部交通課(以下「発生地所属」という。)の長(以下「発生地所属長」という。)は、組織的かつ総合的な被害者支援活動を実施するため、自所属に現地被害者支援室(以下「現地支援室」という。)の設置が必要と認めるときは、警察本部長に(札幌方面以外の方面の発生地所属長にあっては、当該方面本部長を経由して警察本部長に)報告するものとする。

(2) 警察本部長は、前事項の規定による報告があった場合において、必要と認めるときは、発生地所属に現地支援室を設置するものとする。ただし、現地支援室を発生地所属に設置することが困難なときは、事案に応じて最も適当な場所を選定して設置することができる。

5 現地支援室の編成及び任務

- (1) 現地支援室に現地被害者支援室長(以下「現地支援室長」という。)を置き、警察本部警務課犯罪被害者支援室長をもって充てる。ただし、これにより難いときは、警察本部長が別に指名することができる。
- (2) 現地支援室に、現地指揮班及び被害者支援班を設置する。
- (3) 現地指揮班及び被害者支援班は、警察本部警務課犯罪被害者支援室員(各所属の兼務者を含む。)及び発生地所属の職員をもって編成する。ただし、これにより難いときは、発生地所属以外の警察署員(別表において「他警察署員」という。)、警察本部各部各課員及び方面本部各課員をもって充てることができる。
- (4) 現地支援室長は、発生地所属長の指揮を受け、被害者支援全般を統括し、現地支援 室各班を指揮するものとし、事件・事故の主管部門と緊密な連携を図るように配意し なければならない。
- (5) 各班の任務については、別表のとおりとする。

6 支援要員等の派遣要請

- (1) 発生地所属長は、死傷者多数事案を認知した場合において、他の所属からの支援要員又は車両の派遣を必要とするときは、死傷者多数事案発生時における被害者支援要員等派遣要請書(別記様式。以下「要請書」という。)により、警察本部長に(札幌方面以外の方面の発生地所属長にあっては、当該方面本部長を経由して警察本部長に)派遣要請をするものとする。
- (2) 発生地所属長は、前事項の規定による派遣要請をする場合において、要請書により要請するいとまがないときは、口頭で要請することができる。この場合において、要請書は、事後速やかに送付するものとする。

7 支援要員等の派遣

- (1) 警察本部長は、6の事項による派遣要請があった場合において、必要と認めるときは、発生地所属以外の所属長に対し、当該所属の職員又は車両を発生地所属へ派遣するよう命ずるものとする。
- (2) 前事項による派遣命令を受けた所属長は、直ちに適任者を選任し、発生地所属へ派遣するものとする。この場合において、当該所属長は、その旨を警察本部長に(札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部長を経由して警察本部長に)報告

するものとする。

8 派遣期間等

7 O(2)の事項により派遣された者の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、警察本部長は、必要により派遣期間の延長、短縮又は交替要員の派遣を命ずることができる。

9 事務

この要領に関する事務は、警察本部警務課犯罪被害者支援室において行うものとする。

別表 (3の6)の事項、5の5)の事項関係)

被害者支援本部及び現地被害者支援室の編成及び任務

	編成	等	任 務				
被	被害者支援本部長	警務部長	被害者支援の方針、支援事項等についての指揮				
害	統括責任者	警察本部警務課長	(1) 被害者支援本部長の補佐				
者			(2) その他被害者支援のため必要な要請				
支	警察本部連絡班	警察本部警務課犯罪被害者支援室員	(1) 警察庁に対する報告、現地被害者支援室に対す				
援		(兼務者は、事件・事故の主管部門	る警察庁からの指導・助言事項等の連絡				
本		の職員に限る。)	(2) 事件・事故の主管部門からの情報の集約、装備				
部			資機材の借上げ申請及び現地被害者支援室への搬				
			送等				
			(3) 現地被害者支援室からの要望及び下命事項の対応				
			(4) 関係機関・団体等との連絡調整				
			(5) その他被害者支援のため必要な活動				
	方面本部連絡班	当該方面本部警務課員	(1) 方面本部長及び警察本部連絡班に対する報告、				
			現地被害者支援室に対する方面本部長及び警察本				
			部連絡班からの指導・助言事項等の連絡				
			(2) 方面本部事件主管課からの情報の集約、装備資				
			機材の借上げ申請及び現地被害者支援室への搬送				
			(3) 現地被害者支援室からの要望及び下命事項の対応				
			(4) 関係機関・団体等との連絡調整				
			(5) その他被害者支援のため必要な活動				
現	現地被害者支援室長	警察本部警務課犯罪被害者支援室長	(1) 現地における被害者支援活動の統括				
地	and the last of		(2) 現地指揮班及び被害者支援班の指揮				
被	現地指揮班	警察本部警務課犯罪被害者支援室員	(1) 現地被害者支援室長の補佐				
害		(各所属の兼務者を含む。)	(2) 被害者支援に関わる活動の記録				
者		発生地所属の職員	(3) 被害者等との連絡調整				
支		他警察署員	(4) 被害者等の宿泊場所・待機場所等の確保				
援		警察本部各部各課員	(5) 報道等の対応				
室		方面本部各課員	(6) 捜査本部との連絡調整				
		数宏士位数改细和黑洲安华士松中旦	(7) その他被害者支援のため必要な活動				
	被害者支援班	警察本部警務課犯罪被害者支援室員 (各所属の兼務者を含む。)	(1) 被害者の人定、負傷状況等の情報収集(2) 現地指揮班への報告				
		(合所属の兼務名を含む。) 発生地所属の職員	(3) 被害者等への説明、付添い支援				
		先生地別属の極貝 他警察署員	(4) その他被害者支援のため必要な活動				
		警察本部各部各課員	(4) てい他似音名又仮りため必要な伯男				
		刀山平可分际貝					

第号年月日

警 察 本 部 長 殿

長

死傷者多数事案発生時における被害者支援要員等派遣要請書

次の理由により、被害者支援要員等の派遣を要請します。

D(*) /1	. (- 5	, ,		× × · · · ·	///XE C	× 117 C	SK / 0	
事	件		名						
発生日	日時	• 場	計所	発生日時発生場所					
事案	D	概	要						
派遣	要言	青 人	員						
要請	車「	町 台	数						
派 遣	要言	青 理	由						
その化	也参	考事	項						
					0 0	0 0	6 1 0	被害者支援要員運用関係	1年

- 注1 不要な文字は、削除して使用すること。
 - 2 規格は、A列4番縦長とする。